

【 過払い金回収 体験記 アンケート 】

茨城県

お住まいの都道府県：

氏名：

1. お借入が始まったのはいつ頃、どのようなご事情からでしょうか。また、一番多い時でいくらのお借入がありましたか。

平成7年の頃だと思えます。

支店から銀行の借入れ出来なかったり借してはいるのかと云われ  
ました。私自身生活が大変なもので色々考えた結果サラ金業者からでし  
る簡単審査で1ヶ所では50万位借りると云う事で相談に行ったら  
その場で借りられたので2ヶ月くらいしてそれからサラ金業者を友達共々借り  
積になり気が付いたら(280万位)になってヤリくりつかう居り妹と相談したら  
お金は返さなくて良いかと全部返済して仕舞い居ると云われ助けをどうしました。  
1ヶ所年齢制限で50万以内の名前になりたため最高320万位でした家内経済です。

2. 当事務所を何でお知りになりましたか。また、当事務所に相談をしようと思ったきっかけは、どのような理由からでしょうか。

上記より何年か過ぎてテレビで見えて貴社のあるのを知りました。

私も此の枠に入るは始めてでしたので取敢へずお電話入れてお話しを聞いて  
みました。早速電話致しました所住所聞かれてこちら来るのは大妻だから水戸の本  
へ出向いたらこちらで話聞いて載せると云う事でしたので有難いかったです。  
細かい説明をして載せぬに貴社以外にお願いする所は居ないと確信致しました。

3. ご相談にお越しいただいた際の当事務所や弁護士、事務員の印象はいかがでしたか。

当日お約束の場所へ行きましたら、出口に Sさんが立ってられ  
部屋造案内してくれました。それから色々 Sさんとお話があつて気持ち  
落ち着いた所へ Y 弁護士さんが見えられて説明を受けました。  
滞りする迄は体が石見たいに堅かったのがお話し聞いている内に  
体のほぐれてくわが分って来ました。依頼者の気持ちをほぐす為気を付かつて  
載ったと思ふ感謝の気持ちで一杯です。印象は最高でした。

4. ご依頼を決意されたのは、どのような理由からでしょうか。

2番目に書きました様に1回目の接見でスケールの大きさ  
依頼者に対する気配り、力量のありませぬ、弁護士さん  
色々総合致しましてすべてをおまかせ致し度いと決意致しました。

5. 回収の交渉・回収額・ご依頼後の事務員の対応等はいかがでしたでしょうか。

中間に何かと滞連絡載り経過が手にとる様にかりまして  
安心の一言につきます。すべて充分な事務員さんの対応心  
を含まれてます。

6. 着手金・弁護士費用はどのようにご準備されましたか。また、費用額についてはどのような印象をお持ちになりましたか。

借入完済後貴社に1件世話に存る迄2年近く可がありましたので  
少シづつ積んて30万位準備はしましたが足りなぬの分りましたので  
貴社に相談して回収介からとつて載ければと思つてました。

費用額は大変な思ひでやって戴いたのに安くやって戴いたと思  
ひます。

7. 以上の他、お手続きや当事務所等についてお気づきの点がございましたら、何なりとお申し出ください。

大満足です。申上げることが  
何も滞りません。

8. 皆様と同じように、過払い金の回収を検討されたけれども依頼を躊躇されている方、また、そもそも過払い金が発生しているとはご存知ない方がいらっしゃいます。そのような方に向けて、メッセージをひとつお願いいたします。

私は友達に銀行からの借入れが出来ないでサラリーマンから借りてもらえないかと頼まれ私の名前で申し込んだらその場で50万借ってくれたので簡単に借りられるんだなとそれから自分も借りるようになって気がついてたら300万近く返ってました。生活に困って妹の所へ相談に行ったらその所から借りたらいくらでも増えて仕舞うからお金返さなくてよから全部完済なさいと返って借金は一切なくなりました。最近の経済不況を見てたら完済してても借りがあつて過払い金があるから弁護士さんに相談した方がよいと云はれましてアディーレ法律事務所へ申し入れた所早速返金を受け取って過払い金請求に取りくんてもらいました。驚く様な金額が戻って参りました。参考の爲に下記に金額を表示します。

A) カラ金業者 }  
B) ク } 300万  
C) ミ } (完済)  
D) ッ }  
過払い金回収額 360万8千20円 } 左記の残存結果を出して載せました。  
} ですから迷わず弁護士さんにお願をするのが一番です。

9. 当事務所でのお手続きについて総合的な満足度をご回答お願いいたします。

【総合的な満足度】 大満足 ・ 満足 ・ やや満足 ・ 普通 ・ やや不満 ・ 不満

ご協力ありがとうございました。

依頼者の皆様が素晴らしい人生を送られることを心よりお祈り申し上げます。

今後も当事務所がお力添えできることがございましたら、お気軽にお問合せくださいませ。